Fraud

Risk Management Guide

EXECUTIVE SUMMARY

日本語翻訳版

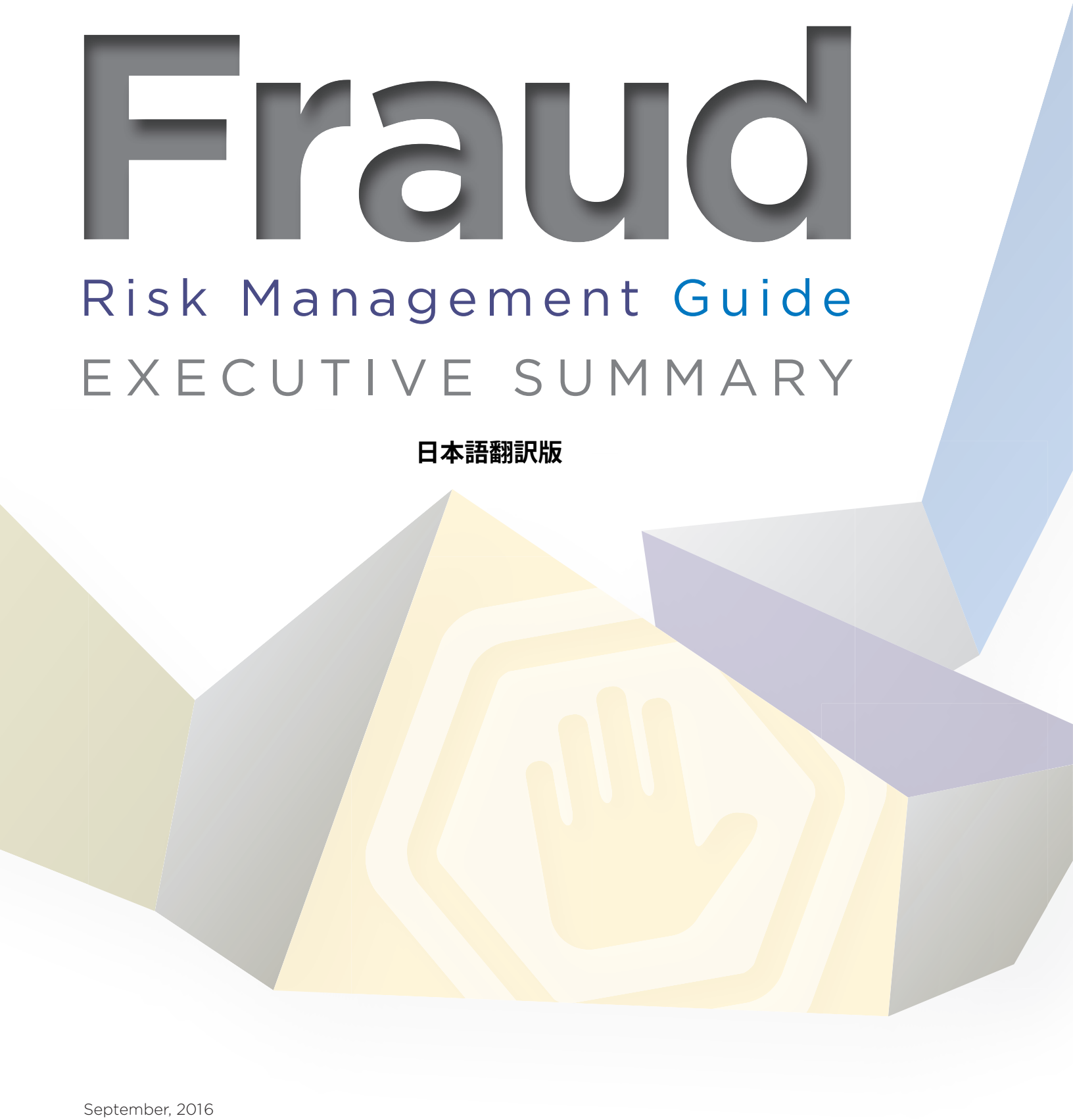

September, 2016

Research Commissioned by

COSO

Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission

序文(Foreword)

1992年，トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）は，「内部統制－統合的フレームワーク（当初のフレームワーク）」を公表した。当初のフレームワークは，広く受け入れられており，世界中で幅広く利用されている。また，このフレームワークは，内部統制の設計，適用および運用ならびに内部統制の有効性の評価に関する先導的なフレームワークとして認識されている。

COSOは、当初のフレームワークを2013年に改訂した（2013年COSOフレームワーク）。2013年COSOフレームワークは、17の原則を含んでいる[1]。 この17の原則は内部統制の５つの構成要素と関連し、利用者が内部統制システムを構築、実施し、効果的な内部統制の要件を理解するための明確さを提供している。COSOは内部統制システムが有効であるために、17の原則のそれぞれが統合的に存在し、機能し、作用することを明確にしている。

原則8：リスク評価の構成要素に関連する1つの原則は次のように示している。「組織は内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する。」

「不正リスク管理ガイド（本ガイド）」は、2013年フレームワークを補足し、その内容と一致することを意図しており、組織がこの新しい不正リスク評価の原則に取り組む際に従うべきベストプラクティスの指針としての役割を果たす。

不正リスク管理に対するより総合的な方法の確立を望む組織のために、本ガイドは不正リスク評価の実施に必要とされる情報だけでなく、以下の不正リスク管理プログラム（Fraud Risk Management Program）を策定するためのガイダンスを提供する。

・不正リスクガバナンス方針の確立

・不正リスク評価の実施

・不正防止・発見のための統制活動の構築と展開

・調査の実施

・不正リスク管理プログラム全体のモニタリングと評価

本ガイドは、原則と着眼点[2]を含むCOSOフレームワークの利用者が理解しやすいように設計されている。本ガイドの5つの原則は、COSOの5つの内部統制の構成要素[3]と17の原則と対応する。

本ガイドは、米国公認会計士協会（AICPA）、内部監査人協会（IIA）、公認不正検査士協会（ACFE）の協力により作成された2008年の「企業不正リスク管理のための実務ガイド（Managing the Business Risk of Fraud: A Practical Guide）」[4] の内容を引用、改訂するものである。この先行出版物は、総合的な不正リスク管理プログラムを策定するための同種のガイダンスを含み、不正リスク管理のために多くの組織に利用されてきた。COSOは、この先行出版物を製作したタスクフォースの業績に感謝を表明する。本ガイドは、先行出版物を基盤とし、最近の動向に合わせた改訂、新しいCOSOの専門用語に合わせた用語の修正、データ分析を初めとする最新技術の発達に関する重要な情報の追加によって作成された。

1. 2013年のCOSOフレームワークによると、関連する原則は内部統制の「構成要素に関連する基本概念を示す」
2. 2013年のCOSOフレームワークによると、着眼点は「原則に関連する重要な特性である」
3. 2013年のCOSOフレームワークによると、一つの要素は「内部統制の5つの要素の１つであり、内部統制の要素とは、統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、モニタリング活動である」
4. 先行出版物については、八田進二編著『企業不正防止対策ガイド 新訂版』日本公認会計士協会出版局（2012年）を参照。（ACFE JAPAN注）

本ガイドのエグゼクティブサマリーは、取締役会と上級経営者にハイレベルの概観を提供することを意図しており、強力な不正対策方針と統制を制定する利点を説明するために作成された。本ガイドの補足資料は、本ガイドのベストプラクティスを実施しようとする利用者の支援となる有用なテンプレート、見本、実例、およびツールを含む。

さらに、本ガイドは、包括的な不正リスク管理プログラムの実施と文書化をより効果的にするために利用できる複数の重要な自動化ツールやテンプレートへのハイパーリンクを含む。

COSOは、「全社的リスクマネジメント－統合的フレームワーク（Enterprise Risk Management― Integrated Framework（ERM フレームワーク））」も発表した。本ガイド、2013年COSOフレームワーク、そしてERMフレームワークは相互補完の意図を持っている。内部統制フレームワーク、ERMフレームワーク、本ガイドを組織がどのように実施するかによるが、重複・相互関連する領域があるだろう。不正リスクは会計や財務管理の活動を越えた領域に影響する可能性がある。実際、不正による負のインパクトを最小限に抑えたい組織は、社内とその事業の全ての領域での不正リスクを考慮する必要がある。

COSOボードは、本ガイドの執筆に当たったタスクフォースのメンバー、本ガイドの草稿を推敲し、貴重なフィードバックを提供してくれたアドバイザリー・パネル、そして本ガイドの監修に貢献したCOSOアドバイザリー・カウンシルに感謝の意を表する。

最後にCOSOボードは、タスクフォースの議長であるDavid L. Cottonが本ガイドの完成のために発揮した際立ったリーダーシップと尽力に心より感謝する。

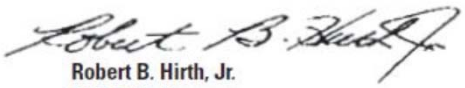

Robert B. Hirth, Jr.
COSO Chair

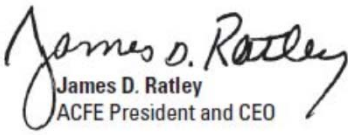

James D. Ratley
ACFE President and CEO

本資料は、2016年9月にCOSOが公表した「Fraud Risk Management Guide EXECUTIVE SUMMARY」を一般社団法人日本公認不正検査士協会が日本語に翻訳したものである。
ページ番号は、原資料に準ずる。

日本語訳作成：一般社団法人日本公認不正検査士協会（ACFE JAPAN）

Fraud Risk Management Task Force

Barbara Andrews
AICPA

Michael Birdsall
Comcast Corporation

Toby Bishop
Formerly ACFE, Deloitte

Margot Cella
Center for Audit Quality

David Coderre
CAATS

David L. Cotton, *Chair*
Cotton & Company LLP

James Dalkin
GAO

Ron Durkin
Durkin Forensic, Inc.

Bert Edwards
Formerly State Department

Frank Faist
Charter Communications

Eric Feldman
Affiliated Monitors, Inc.

Dan George
USAC

John D. Gill
ACFE

Leslye Givarz
Formerly AICPA, PCAOB

Cindi Hook
Comcast Corporation

Sandra K. Johnigan
Johnigan, PC

Bill Leone
Norton Rose Fulbright

Andi McNeal
ACFE

Linda Miller
GAO

Kemi Olateju
General Electric

Chris Pembroke
Crawford & Associates, PC

J. Michael Peppers
University of Texas

Kelly Richmond Pope
DePaul University

Carolyn Devine Saint
University of Virginia

Jeffrey Steinhoff
KPMG

William Titera
Formerly EY

Michael Ueltzen
Ueltzen & Company

Pamela Verick
Protiviti

Vincent Walden
EY

Bill Warren
PwC

Richard Woodford
U.S. Coast Guard
Investigative Service

Fraud Risk Management Advisory Panel

Dan Amiram
Columbia University Business School

Zahn Bozanic
The Ohio State University

Greg Brush
Tennessee Comptroller of Treasury

Tamia Buckingham
Massachusetts School Building Authority

Ashley L. Comer
James Madison University

Molly Dawson
Cotton & Company LLP

Eric Eisenstein
Cotton & Company LLP

Michael Justus
University of Nebraska

Theresa Nellis-Matson
New York Office of the State Comptroller

Jennifer Paperman
New York Office of the State Comptroller

Daniel Rossi
New York Office of the State Comptroller

Lynda Harbold Schwartz
Upland Advisory LLC

Rosie Tomforde
Regional Government

The COSO Board gratefully acknowledges David L. Cotton, Chair of the Fraud Risk Management Task Force, for his outstanding leadership and efforts toward the completion of this guide.

エグゼクティブサマリー：不正リスク管理（Executive Summary Fraud Risk Management）

不正とは、他人を欺くことを目的とした意図的な作為または不作為であり、結果として、損失を被る被害者が発生し、かつ（または）不正実行犯が利得を得るものである[5]。

あらゆる組織が不正リスクの影響を受ける。すべての組織のすべての不正を除去することは不可能である。しかし、本ガイドの原則を実施することにより、不正を適時に防止、発見する可能性を最大限に高め、強力な不正抑止力を形成することができる。

取締役会[6]、上級経営者、組織のあらゆるレベルの職員（すべての管理職層、スタッフ、内部監査人）が不正リスク管理の責任を負う。特に、彼らは、自組織がリスクや規制および社会やステークホルダーの監視の強化にどう対応するのか、自組織ではどのような形の不正リスク管理プログラムを実施しているのか、不正リスクをどのように識別し、不正をより有効に防止する、もしくは、最低でも早期に発見するために何をしているか、そして不正を調査し、是正措置を講じるためにどのようなプロセスを備えているのかなどについて理解することを期待されている。この不正リスク管理ガイド（本ガイド）はこのような複雑な問題への対処を支援するように構成されている。

本ガイドは、取締役会、上級経営者、あらゆるレベルの職員、内部監査人などによる組織内の不正への対処法を提言する。不正抑止は、不正を発生させる原因となる要因を除去するプロセスである。不正抑止は、組織が以下の不正リスク管理プロセスを実施した時に達成される。

・可視化された強力な不正ガバナンスプロセス

・透明で健全な反不正文化の醸成

・定期的かつ徹底的な不正リスク評価の実施

・予防的・発見的な不正対策の手続きと方針の作成、実施、維持

・不正に関与した者に対する適切な処置を含む不正の疑いに対応する迅速な行動

本ガイドは、不正リスク管理の原則と着眼点[7]を定義する実施ガイダンスを提供し、さまざまな規模や形態の組織が、どうすれば独自の不正リスク管理プログラムを確立できるかを記述する。本ガイドには、プログラムの主要な構成要素の例や、組織が不正リスク管理プログラムを効果的かつ効率的に開発するための出発点として参照できる情報源が含まれている。さらに、本ガイドは、特定の業界、政府、非営利組織に合わせて不正リスク管理プログラムを調整するためのその他の情報源も含む。各組織は、規模や周辺環境に基づいて不正リスク管理に置くべき力点の度合いを評価する必要がある。

本ガイドは、不正リスク管理プロセスを導入する利用者に有益な情報を提供する。例えば、不正リスク管理の役割と責任、小規模組織が不正リスク管理について考慮すべき事、不正リスク管理の一部としてのデータ分析、政府環境における不正リスク管理について考察する。

5. 本ガイドの目的のため、執筆陣はこの実用的な定義を開発した。執筆陣は、米国公認会計士協会監査基準委員会、公開会社会計監督委員会、米国会計検査院による定義など不正の定義が他に多く存在することを認識している。
6. 本ガイドを通して、「取締役」や「取締役会」とは、組織のガバナンスに関する統治や監視の機関、それらを行う者を意味する。
7. COSO内部統制―統合的フレームワーク（2013年5月）「2013年COSOフレームワーク」によると、関連する原則は内部統制の「各構成要素に関連する基本的概念を示す」、着眼点は「原則の重要な特性を示す」としている。

日本語訳作成：一般社団法人日本公認不正検査士協会（ACFE JAPAN）

2013年COSOフレームワークにおける内部統制の5つの構成要素と17の原則と、本ガイドにおける不正リスク管理原則の関係

COSOは1992年発行の「内部統制－統合的フレームワーク」を2013年に改訂し、17の原則を組み込んだ。17の原則はCOSOが1992年に確立した5つの内部統制の構成要素と関連している。本ガイドの5つの不正リスク管理の原則は、2013年COSOフレームワークの内部統制の17の原則[8]を全面的に支持し、完全に一致し、同等の内容である。不正リスク管理の原則と2013年COSOフレームワークの内部統制要素および原則との関係は以下のとおりである。

COSOフレームワークの構成要素と原則			不正リスク管理原則
統制環境	1	組織は、誠実性と倫理観に対するコミットメントを表明する	1. 組織は、取締役会および上級経営者の期待と 彼らの不正リスク管理に関する誠実性と倫理的価値観に対するコミットメントを表明する不正リスク管理プログラムを確立し伝達する。
	2	取締役会は、経営者から独立性していることを表明し、かつ、内部統制の整備および運用状況について監督を行う。	
	3	経営者は、取締役会の監督の下、内部統制の目的を達成するにあたり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立する。	
	4	組織は、内部統制の目的に合わせて、有能な個人を惹きつけ、育成し、かつ、維持することに対するコミットメントを表明する。	
	5	組織は、自らの目的を達成するにあたり、内部統制に対する責任を個々人に持たせる。	
リスク評価	6	組織は、内部統制の目的に関連するリスクの識別と評価ができるように、十分な明確さを備えた内部統制の目的を明示する。	2. 組織は、具体的な不正スキームとリスクを識別し、不正の発生可能性と重大性を測定し、既存の不正対策活動を評価し、不正の残存リスクを軽減する対策を実施するため、統合的な不正リスク評価を実施する。
	7	組織は、自らの目的の達成に関連する事業体全体にわたるリスクを識別し、当該リスクの管理の仕方を決定するための基礎としてのリスクを分析する。	
	8	組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する。	
	9	内部統制システムに重大な影響を及ぼし得る変化を識別し、評価する。	
統制活動	10	組織は、内部統制の目的に対するリスクを許容可能な水準まで低減するのに役立つ統制活動を選択し、整備する。	3. 組織は、発生する、または適時に発見されることのない不正のリスクを軽減するための防止的・発見的な不正対策活動を選定、開発、実施する。
	11	組織は、内部統制の目的の達成を支援するテクノロジーに関する全般的統制活動を選択し、整備する。	
	12	組織は、期待されていることを明確にした方針および方針を実行するための手続を通じて、統制活動を展開する。	
情報と伝達	13	組織は、内部統制が機能することを支援する、関連性のある質の高い情報を入手または作成して利用する。	4. 組織は、潜在的な不正についての情報を入手するための情報伝達のプロセスを確立し、調査および不正に適時にかつ適切な方法で対処する是正措置への組織的な取組みを採用する。
	14	組織は、内部統制を機能させることを支援するために必要な、内部統制の目的と内部統制に対する責任を含む情報を組織内部に伝達する。	
	15	組織は、内部統制が機能することに影響を及ぼす事項に関して、外部の関係者との間で情報伝達を行う	
モニタリング活動	16	組織は、内部統制の構成要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的評価および／または独立的評価を選択し、整備および運用する。	5. 組織は、不正リスク管理の5つの原則の各々が存在し、機能し、運営されているかを確認するための継続的な評価方法を選定、開発、実施し、不正リスク管理プログラムの不具合を、上級経営者と取締役会を含む是正措置の実施に責任を負う当事者に適時に伝達する。
	17	組織は、適時に内部統制の不備を評価し、必要に応じて、それを適時に上級経営者および取締役会を含む、是正措置を講じる責任を負う者に対して伝達する。	

8. 2013年のCOSOフレームワークの17の原則は米連邦政府によって、合衆国Comptroller General により出版された *Standards for Internal Controls in the Federal Government*の中に採用された。1982年のFederal Managers' Financial Integrity Actは、連邦捜査員にComptroller Generalの標準に従うことを求めている。さらに米国会計検査院は、連邦捜査員が不正リスク管理プログラムを開発するために利用するツールとして*Framework for Managing Fraud Risks in Federal Programs*を発行している。

これら２組の原則の最も明白な相関関係は、2013年のCOSOフレームワークの原則8「組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する。」と不正リスク管理の原則2「組織は、具体的な不正スキームとリスクを識別し、不正の発生可能性と重大性を測定し、既存の不正対策活動を評価し、不正の残存リスクを軽減する対策を実施するため、統合的な不正リスク評価を実施する。」との間に見られる。
さらに、前述の表が示すように2013年COSOフレームワークと不正リスク管理原則のすべては互いに関連、支援し合う関係にある。

要旨：不正リスク管理の要素と原則（Summary of Fraud Risk Management Components and Principles）

不正リスクのガバナンス（Fraud Risk Governance）

不正リスクのガバナンスは**コーポレートガバナンス**と内部**統制環境**の不可欠な要素である。コーポレートガバナンスは、取締役会と経営者が組織の目標を達成するために、受託者責任、報告、ステークホルダーに対する法的責任を含め、各々の義務を遂行するやり方を定める。内部統制環境は組織の目標を達成するためのリスク評価を支援する規律を作り出す。

原則1.
組織は、取締役会および上級経営者の期待と彼らの不正リスク管理に関する誠実性と倫理的価値観に対するコミットメントを表明する不正リスク管理プログラムを確立し伝達する。

不正リスク評価（Fraud Risk Assessment）

不正リスク評価は、組織に特有な不正リスクを特定・評価するための動的で反復されるプロセスである。不正リスク評価は、虚偽の財務報告、虚偽の非財務報告、資産の不正流用および（汚職を含む）違法行為のリスクを取り扱う。組織は、この取り組みを、固有の必要性、複雑性、目標に合わせて調整する。不正リスク評価は、リスク評価と内部統制に必須の要素であるだけでなく、特に2013年COSOフレームワークの原則8と結びつくものである。

原則2.
組織は、具体的な不正スキームとリスクを識別し、不正の発生可能性と重大性を測定し、既存の不正対策活動を評価し、不正の残存リスクを軽減する対策を実施するため、統合的な不正リスク評価を実施する。

不正対策活動（Fraud Control Activity）

不正**対策活動**は、不正リスクを軽減するための経営陣の指示が実施されていることの確認を支援する方針と手続きを通して確立される活動である。1つの不正対策活動は、不正の発生を防止するかあるいは、不正が行われた場合にそれを迅速に発見することを意図した具体的な手続きやプロセスである。

不正対策活動は一般的に予防的（不正な行為または取引の発生を回避するように設計される）または発見的（不正な行為または取引が発生した後で発見するように設計される）のいずれかに分類される。

不正の予防的・発見的な統制活動の選定、開発、実施、モニタリングは不正リスク管理の極めて重要な要素である。不正対策活動は、特定された不正リスク、スキーム、不正リスクを軽減するために設計された不正対策活動、不正対策活動に責任を負う者の記述と共に文書化される。不正対策活動は、内部統制の継続的不正リスク評価要素に不可欠である

Principle 3

原則3.
組織は、発生する、または適時に発見されることのない不正のリスクを軽減するための防止的・発見的な不正対策活動を選定、開発、実施する。

不正調査と是正措置（Fraud Investigation and Corrective Action）

いかなる統制活動も不正に対する絶対的な保証を提供することは不可能である。結果として、組織の統治機関は、コンプライアンス違反や不正・違法行為の申立てを迅速、かつ的確、かつ秘密裏に検討、調査、解決できるシステムを開発・実施しなければならない。

組織は、調査と是正措置のプロセスを確立し注意深く準備することによって、訴訟のリスクとレピュテーションの損害を最小限にする一方で、損失を回復する可能性を高めることができる。

Principle 4

原則4.
組織は、潜在的な不正についての情報を入手するための情報伝達のプロセスを確立し、調査および不正に適時にかつ適切な方法で対処する是正措置への組織的な取組みを採用する。

不正リスク管理モニタリング活動（Fraud Risk Management Monitoring Activities）

不正リスク管理の第5の原則は、不正リスク管理プロセス全体の監視に関連する。組織は、不正リスク管理の5原則のそれぞれが存在し、設計された通りに機能しているかどうか、組織が適時に必要な変更を特定できるかを確認するため不正リスク管理の監視活動を利用する。

組織は、継続的な、そして個別の（定期的な）評価、またはその2つを組み合わせて、不正の監視活動を行う。

2013年のCOSOフレームワークと同様に、さまざまな階層で組織の**事業プロセス**に組み込まれた不正リスク管理プログラムの継続的評価は、適時な情報を提供する。対照的に、組織は、継続的評価の結果を含む数多くの事実に基づき、範囲も時期も異なる個別の評価を定期的に実施する。

Principle 5

原則5.
組織は、不正リスク管理の5つの原則の各々が存在し、機能し、運営されているかを確認するための継続的な評価方法を選定、開発、実施し、不正リスク管理プログラムの不具合を、上級経営者と取締役会を含む是正措置の実施に責任を負う当事者に適時に伝達する。

効果的な不正リスク管理（Effective Fraud Risk Management）

2013年COSOフレームワークは、効果的な内部統制システムのために、17の原則のそれぞれが、統合的に存在、機能、作用することを明確にしている。

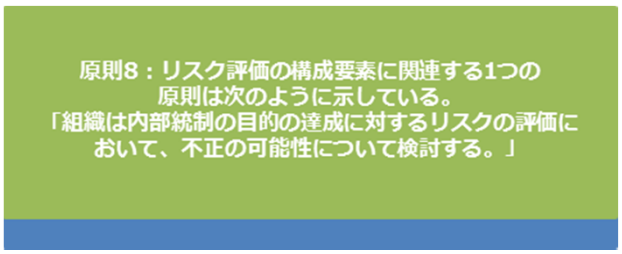

本ガイドは、2013年COSOフレームワークと同じ内容であり、不正リスク評価の実施において組織が従うベストプラクティスガイダンスとしての役割を果たす。

不正リスク管理ガイド使用への提言（Recommended Use of the Fraud Risk Management Guide）

本ガイドは、上場企業、非上場企業、政府、学術、非営利団体などの形態、相対的な規模、その業界に関わらず、あらゆる組織が利用できるように構成されている。実施組織がこれらの不正リスク管理原則を個々に採用するのは明白である。特に小規模組織、取締役会を持たないオーナー経営の組織はこのガイドを、独自の環境に合わせて調整するだろう。政府は、選挙で選ばれた役職者、政府の支部、上級の政治任用官など全く異なる統治構造を持っている。

この章で定義された用語は、一般的で、実施組織に合わせて調整可能である。例えば、前述で注記したように、本ガイドは、全般的な経営の監視と組織のガバナンスを実行する主体に言及するとき、特定の組織でそのような主体が何と呼ばれているかに関係なく「取締役」または「取締役会」という用語を使用している。

本ガイドの執筆陣は、2013年COSOフレームワークを採用している組織は本ガイドを、より広範な不正リスク管理プログラムまたはプロセスの一部として組織の不正リスクを個別に評価するための、ひとつの、互換性のある、より総合的なガイドとして実施するように提言している。この取り組みは、不正リスク評価に加えて、不正リスクガバナンス、不正対策活動の設計と実施、不正調査と是正措置、不正リスク管理の評価と監視を包含する。本ガイドの実行の結果は、2013年COSOフレームワーク全体を支援し、その内容と一致する。

この強力な取り組みの結果は、以下の継続的かつ総合的な不正リスク管理プロセスである。

図1. 継続的かつ総合的な不正リスク管理プロセス
Ongoing, Comprehensive Fraud Risk Management Process

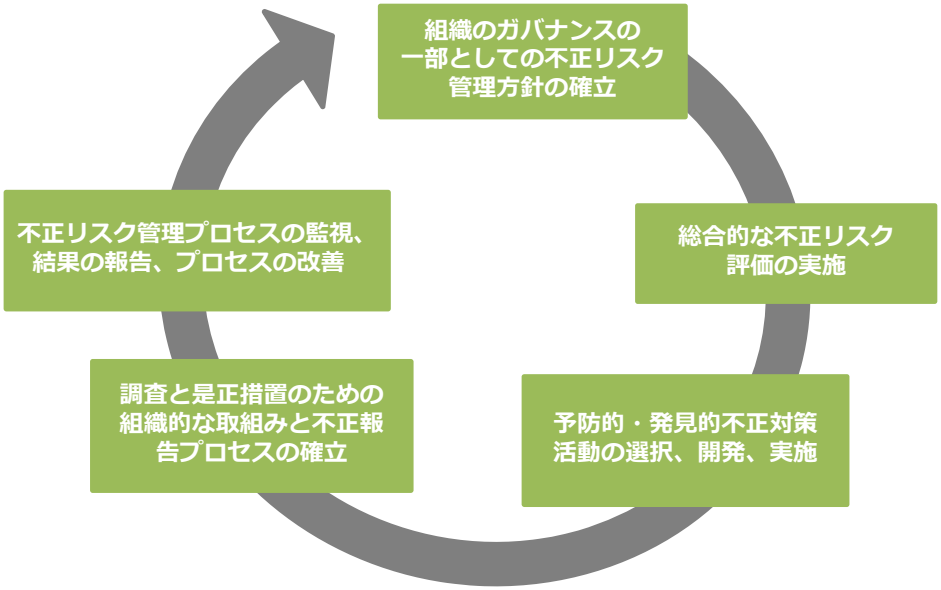

この総合的な取組みは、過失（errors）を結果とする内部統制の脆弱性と、不正（fraud）を結果とする脆弱性の根本的な相違を認識し、強調する。この根本的な相違は意図（intent）である。不正リスク評価を単純に既存の内部統制評価に追加する組織は、以下を目的とする意図的な行為の可能性を完全に検討、特定したことにならないかもしれない。

・財務情報の虚偽表示

・非財務情報の虚偽表示

・資産の不正流用

・違法行為または汚職

特定の、集中した不正リスク評価を、別個の不正リスク管理プロセスとして実施することは、その評価意図のより強い保証を提供する。

総合的な取組みが不正リスクのより強力で総合的な評価という結果をもたらす。組織がより簡素化された取組み（単に不正リスク評価を実施する）を利用するならば、その結果を2013年COSOフレームワークの結果と組み合わせてより強力な防止と発見の仕組みを作り出すことができる。

利害関係者による利用（Use by Interested Parties）

取締役会および監査委員会（Board of Directors and Audit Committee）

職務を十分に果たしている取締役会は、事業体の不正リスク管理プログラムの状態について上級経営者と議論をし、必要に応じて監視を行う。上級経営者は、組織全体の文化を作り出す「トップの姿勢（tone at the top）」の設定を含め、不正リスク管理プログラムの設計と実施に全般的な責任を負う。取締役会は、不正リスク管理プログラムの実施と運用に関する誠実性と倫理的価値観、透明性および説明責任への期待の定義を含め、取締役会がいかに監督を行うかを説明する方針と手続きを確立する。上級経営者は取締役会に対して、不正または不正の疑いの発生だけでなく、不正リスク評価からの不正の残存リスクを通知する。取締役会は、必要に応じて経営者に異議の申立てを行い、困難な質問をする。取締役会は、内部監査人、外部監査人、外部の調査、法律顧問からのインプットを求め、あらゆる問題の調査のための必要に応じてこれらのリソースを利用する。

上級経営者（Senior Management）

上級経営者は、この不正リスクマネジメントガイドに関連する事業体の不正リスクマネジメントプログラムの評価を行い、組織がどのようにして不正リスクマネジメントプログラムを支援するために5つの原則を適用するかに注目する。さらに、彼らは2013年COSOフレームワークの原則8に準拠して、事業体の不正リスクを評価する。

その他の管理職と職員（Other Management and Personnel）

管理職とその他の職員は、本ガイドに照らして、いかに自らの責任を果たすかを検討し、不正リスク管理の強化のための考えについて、より上層の管理職と議論をする。より具体的には、既存の統制が、不正リスク管理の5つの要素の原則、および2013年COSOフレームワークの原則8にどのように影響するかを検討する。

内部監査（Internal Audit）

内部監査人は自身の内部監査計画と、その計画が本ガイドの実施と関連して事業体の不正リスク管理プログラムにどのように適用されるかを再考する。内部監査人は、本ガイドを検討し、監査計画、評価、事業体の不正リスク管理と内部統制システムに関するあらゆる報告に係る事業体の不正リスクプログラムの変更の可能性を考慮する。

独立監査人（Independent Auditors）

多くの状況下で、独立監査人は、事業体の財務諸表の監査に加えて、クライアントの財務報告に係る内部統制の有効性の監査や検討に従事する。2013年COSOフレームワークは、「原則8：組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する」を導入した。監査人は、事業体による本ガイドを利用したこの原則の実施を評価することができる。

その他の専門職団体（Other Professional Organizations）

運営、報告、コンプライアンスに関連する不正リスクについてのガイダンスを提供するその他の専門職団体は、本ガイドとの比較において自身の標準やガイダンスを考慮する可能性がある。コンセプトや用語の多様性がなくされることにより、すべての当事者が利益を得る。

教育者（Educators）

本ガイドは広範な支持を得るという前提で、そのコンセプトや用語は大学の教育課程に取り入れられるだろう。